

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務の代理の認可の申請等） 第十一条 「略」 2 「略」 3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。 「一〇三六 略」 三十七 業務代理組合において、所属農林中央金庫等の事業年度ごとに当該所属農林中央金庫等が作成する説明書類（農業協同組合法第五十四条の三第一項及び第二項、水産業協同組合法第九十二条第三項及び第百条第三項において準用する同法第五十八条の三第一項及び第二項又は農林中央金庫法第八十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類をいう。以下この号において同じ。）を、当該事業年度経過後四月以内に、代理事業を行う全ての事務所に備え置き、縦覧を開始し、当該事業年度の翌事業年度に係</p>	<p>（業務の代理の認可の申請等） 第十一条 「同上」 2 「同上」 3 「同上」 「一〇三六 同上」 三十七 「同上」</p>

る説明書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供させること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 説明書類が電磁的記録（農業協同組合法第十一条の五十七第一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報又は当該情報を掲載したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ [略]

〔三十八・三十九 略〕

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ロに掲げる場合にあつては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ [略]

イ 説明書類が電磁的記録（農業協同組合法第十一条の五十七第

一項、水産業協同組合法第十七条の七第一項又は農林中央金庫法第十九条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。）をもって作成されているときは、代理事業を行う全ての事務所において、当該説明書類の内容である情報を電磁的方法（農業協同組合法第十一条の十九第二項、水産業協同組合法第十一条の二第四項又は農林中央金庫法第十一条第四項に規定する電磁的方法をいう。）により紙面又は映像面に表示する措置を、当該事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの説明書類の縦覧を開始するまでの間行う場合

ロ [同上]

〔三十八・三十九 同上〕

四十 業務代理組合が次に掲げる場合に該当するときは、所属農林中央金庫等は、その旨を、理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（イに掲げる場合にあつては、変更後の委託契約書の写しを含む。）を添付して、農林水産大臣及び金融庁長官に届け出ること。ただし、ハに掲げる場合にあつては、所属農林中央金庫等又は業務代理組合がその発生を知った日から三十日以内に届け出ることとする。

イ [同上]

「号の細分を削る。」

ロ|| 「略」

「4～12 略」

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条 次の表の上欄に掲げる銀行法施行規則の規定は、特定承継会社を銀行とみなして、それぞれ同表の下欄に掲げる特定承継会社に係る事項について準用する。

「略」	第三十四条の五十四	銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する主務省令で定める預金
第三十四条の五十四の二	銀行法における特定銀行代理業者の休日の承認の申請等	
「略」		
第三十五条（第一項第五号、第五号の二）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法	

ロ|| 第三十七号に規定する縦覧を開始した場合

ハ|| 「同上」

「4～12 同上」

附則

（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法施行規則の準用等）
第三十五条 「同上」

「同上」	第三十四条の五十四	銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する主務省令で定める預金
「項を加える。」		
「同上」		
第三十五条（第一項第五号、第五号の二）	銀行法第五十三条第一項第八号に規定する主務省令で定める場合及び銀行法	

<p>2 前項の場合において、銀行法施行規則の規定（第一条の三第一項第五号、第二項及び第三項、第五条、第十四条の十一の三十第二項第二号、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の七第一項及び第二項、第十九条の五、第三十四条の五十三の十七第二項第二号並びに第三十七条第一項及び第六項を除く。）中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="699 232 798 577"> <p>〔略〕</p> </td> <td data-bbox="798 232 1361 577"> <p>、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 577 798 1131"></td> <td data-bbox="798 577 1361 1131"> <p>第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p> </td> </tr> </table>	<p>〔略〕</p>	<p>、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p>		<p>第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>〔略〕</p>	<p>、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号及び第四号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p>				
	<p>第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>				
<p>2 〔同上〕</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="699 1131 798 1473"> <p>〔同上〕</p> </td> <td data-bbox="798 1131 1361 1473"> <p>、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第五号及び第六号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="699 1473 798 2020"></td> <td data-bbox="798 1473 1361 2020"> <p>第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p> </td> </tr> </table>	<p>〔同上〕</p>	<p>、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第五号及び第六号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p>		<p>第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>、第八号の二、第十号の二、第十号の三、第十六号の二、第十六号の三、第十九号及び第二十四号の四、第二項、第三項、第五項、第六項第二号、第五号及び第六号、第七項第三号並びに第八項第四号を除く。）</p>				
	<p>第五十三条第四項に規定する主務省令で定める場合並びに銀行法第五十三条の規定に基づく届出</p>				

備考 表中の「」の記載は注記である。	[略]	第三十四条の五十三の十二第三号及び第三十四条の五十三の十五第三号	預金保険法第五十三 条	貯金保険法第五 十五条	[略]	第十四条の十一の二 十七第三号及び第十 四条の十一の二十八 第三号	預金保険法第五十三 条	貯金保険法第五 十五条	[略]	読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
備考 表中の「」の記載は注記である。	[同上]	第三十四条の五十三の十二第一項第三号及び第三十四条の五十三の十五第一項第三号	預金保険法第五十三 条	貯金保険法第五 十五条	[同上]	第十四条の十一の二 十七第一項第三号及 び第十四条の十一の 二十八第一項第三号	預金保険法第五十三 条	貯金保険法第五 十五条	[同上]	読み替える銀行法施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句

改正後

別紙様式第四号 (第 11 条第 3 項第 19 号関係)

29.7cm 以上

業 務 代 理 組 合 認 可 票

(所属農林中央金庫等の名称) 代理事業
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編
及び強化に関する法律第 42 条第 3 項の認可に係る業務の代理

認可番号 金 融 庁 長 官 () 第 号

(財務 (支) 局長)

農 林 水 産 大 臣 () 第 号

(業務代理組合の名称)

(所属農林中央金庫等の名称)

20
cm
以上

改正前

別紙様式第四号 (第 11 条第 3 項第 19 号関係)

30cm 以上

業 務 代 理 組 合 認 可 票

(所属農林中央金庫等の名称) 代理事業
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編
及び強化に関する法律第 42 条第 3 項の認可に係る業務の代理

認可番号 金 融 庁 長 官 () 第 号

(財務 (支) 局長)

農 林 水 産 大 臣 () 第 号

(業務代理組合の名称)

(所属農林中央金庫等の名称)

20
cm
以上